

令和8年度第1回

小林市地域公共交通活性化協議会・小林市地域公共交通会議

日時：令和8年4月28日（火）14：00～15：00

場所：小林市役所2階 第1会議室

◆会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 委員及び事務局職員自己紹介

4 説明

(1) 小林市地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議概要について

【資料1】

5 議事

(1) 小林市の公共交通事業の令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画並びに評価について

【資料2】

(2) 令和9年度地域内フィーダー系統確保維持計画について

【資料3】

(3) 令和8年度小林市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）、収支予算（案）及び監査委員の選任について

【資料4】

(4) 地域公共交通計画策定の方針について

【資料5】

6 その他

7 閉会

令和8年度小林市地域公共交通活性化協議会・地域公共交通会議 委員名簿

| No. | 区 分 | 所 属 団 体 名 | 氏 名 | 備 考 | |
|-----|--|-------------------------|--------------------------------------|--------|----|
| 1 | (1)総合政策部長 | 小林市総合政策部長 | 牧田 純子 | 会長 | |
| 2 | (2)一般乗合旅客自動車運送事業者の代表 | 宮崎交通株式会社バス事業担当執行役員兼乗合部長 | 【代理】川崎 英理 村岡 遙香 | ○ | |
| 3 | (3)一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表 | 一般社団法人宮崎県タクシー協会小林支部 支部長 | 【代理】支部長代理 取締役 赤崎 望 | ○ | |
| 4 | (4)社団法人宮崎県バス協会の代表 | 一般社団法人宮崎県バス協会 専務理事 | 上平 賢一 | ○ | |
| 5 | (5)旅客鉄道事業者の代表 | 九州旅客鉄道株式会社 都城駅長 | 石井 孝一 | ○ | |
| 6 | (6)住民 又は利用者の代表 | 民生・児童委員代表 | 小林市民生委員児童委員協議会 理事 | 苅野 忠義 | ○ |
| 7 | | 商店街代表 | 小林市商店連合会 副会長 | 小笠原 賢一 | ○ |
| 8 | | 障害者代表 | 小林市障害者福祉連絡協議会 (小林市あかつき福祉協会) 事務局長 | 赤木 一夫 | ○ |
| 9 | | 高齢者代表 | 小林市友愛クラブ連合会 総務部長 | 福永 友一 | ○ |
| 10 | | 須木地区 住民代表 | すきむらづくり協議会 会長 | 富永 圭一 | 欠席 |
| 11 | | 野尻町地区 住民代表 | 輝けフロンティアのじり 運営委員 | 四位 純徳 | ○ |
| 12 | | 西諸地区公共交通を守る会代表 | 西諸地区公共交通を守る会 副会長 | 古園 拓真 | 欠席 |
| 13 | 駅周辺住民代表 | 吉都線に観光列車を呼ぼう！小林実行委員会 会長 | 吉村 秀昭 | ○ | |
| 14 | (7)九州運輸局宮崎運輸支局長が指名する者 | 九州運輸局宮崎運輸支局 支局長 | 【代理】首席運輸企画専門官 寺次 英修 ※活性化協議会ワザバ | ○ | |
| 15 | (8)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表 | 宮交タクシー労働組合小林支部 支部長 | 田村 直和 | ○ | |
| 16 | (9)道路管理者、宮崎県警察、 学識経験者、その他市長が 必要と認める者 | 宮崎県総合政策部総合交通課長 | 内山 裕弥 | 欠席 | |
| 17 | | 小林警察署交通課長 | 青木 大地 | ○ | |
| 18 | | 小林市建設課長 | 柿木 博敬 | ○ | |
| 19 | 事務局 | 小林市企画政策課長 | 辛島 潤也 | | |
| 20 | | 小林市企画政策課主幹 | 白坂 公伸 | 欠席 | |
| 21 | | 小林市企画政策課主査 | 齊藤 理一郎 | 担当 | |

※令和7年度からの変更箇所

(1) 地域公共交通活性化協議会及び地域公共交通会議の概要

| | 地域公共交通活性化協議会 | 地域公共交通会議 |
|---------|--|---|
| 法的根拠 | 地域公共交通活性化・再生法第6条 | 道路運送法施行規則第4条の2 |
| 目的 | 地域公共交通計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行う。 (※交通計画とは・・・目指すべき地域の姿を実現するための公共交通サービスに関する計画) | 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議する。 |
| 主宰者・設置者 | 市町村（複数も可） | 市町村長（複数も可）、都道府県知事 |
| 構成メンバー | ①設置者（市町村） ②乗合バス・タクシー・鉄道事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑤道路管理者 ⑥都道府県職員及び都道府県警察 ⑦学識経験者 ⑧その他主宰者が必要と認める者 | ①主宰者（市町村長） ②乗合バス・タクシー事業者及びバス・タクシー協会 ③住民または利用者 ④地方運輸局長 ⑤乗合バス・タクシーの運転者が組織する団体 ⑥道路管理者 ⑦都道府県警察 ⑧学識経験者 ⑨その他主宰者が必要と認める者 |
| 設置年月日 | 平成20年3月17日 | 平成19年4月1日 |
| 検討交通形態 | あらゆる交通形態 | 乗合バスを中心とした地域交通 |
| 具体的役割 | ○交通計画の策定及び変更の協議に関すること。 ○交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。 ○交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 | ○地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ○市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 ○交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 |

小林市地域公共交通活性化協議会規約

平成 20 年 3 月 17 日制定

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、小林市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第 2 条 協議会の事務所は、小林市細野 300 番地小林市役所内に置く。

(業務)

第 3 条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合政策部長
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
 - (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
 - (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
 - (5) 旅客鉄道事業者の代表
 - (6) 住民又は利用者の代表
 - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
 - (8) 道路管理者、宮崎県警察の代表者、学識経験者その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 小林市地域公共交通会議を協議会の分科会とすることができる。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小林市企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員2人を置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成20年3月17日から施行する。
- この規約は、平成21年10月1日から施行する。
- この規約は、平成22年3月23日から施行する。
- この規約は、平成25年3月25日から施行する。
- この規約は、平成27年5月28日から施行する。
- この規約は、平成27年10月1日から施行する。
- この規約は、令和3年6月30日から施行する。
- この規約は、令和5年4月27日から施行する。

○小林市地域公共交通会議設置要綱

平成19年3月30日

告示第71号

改正 平成22年3月19日告示第68号

平成25年4月1日告示第99号

(目的)

第1条 市は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小林市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 総合政策部長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 社団法人宮崎県バス協会の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 九州運輸局宮崎運輸支局長が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (8) 道路管理者、宮崎県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、総合政策部長をもって充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 交通会議は原則として公開とする。
- 6 交通会議の庶務は、企画政策課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、連絡・通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日告示第68号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第99号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

目標1 市民の多様なニーズに対応した公共交通の利便性向上

コミュニティバス、福祉バスについて、人口減少や少子高齢化、高齢者の免許自主返納等によって変化するニーズに応じた運行内容の見直しを適宜行い、利便性の向上を図る。

必要な時間・場所にサービスを提供するオンデマンド交通などの新技術を活用した交通への転換を含めて持続可能な事業を検証する。

| | | | | | | | | | |
|------------|--|------------|--------|-------|----|--------|-------|----|--------|
| 評価指標 | 「市内の公共交通機関（鉄道・路線バス・コミュニティバス・野尻福祉バス等）は便利だ」の設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合（まちづくり市民アンケート）【%】 | | | | | | | | |
| 令和元年度【基準値】 | 38.1 | 令和3年度【現状値】 | 33.8 | 令和7年度 | 目標 | 38.0 | 令和8年度 | 目標 | 38.0 |
| | | | | | 実績 | 36.6 | | | |
| 評価指標 | 公共交通機関の利用者数（①コミュニティバス、②福祉バス、③その他）【人】 | | | | | | | | |
| 令和元年度【基準値】 | 32,861 | 令和3年度【現状値】 | 27,920 | 令和7年度 | 目標 | 32,800 | 令和8年度 | 目標 | 32,800 |
| | | | | | 実績 | 20,659 | | | |

施策 (1) コミュニティバス・福祉バスの運行

| | |
|-------|---|
| 事業 | ①コミュニティバス・福祉バスの路線適正化 |
| 取組内容 | コミュニティバス：利用状況等を調査し、利用実態に応じた路線の統合やバス停の削減を行った。 野尻地区コミュニティバス：利用実態に応じた路線の見直しを行い、ダイヤの改正を行った。 |
| 効果・課題 | コミュニティバス：市街地を循環する三松循環線や小林地区と須木地区を結ぶ上九瀬線については一定の利用者数を維持しているものの、郊外の路線については利用者が減少しており、今後の路線維持が更に困難になることが予想される。 野尻地区コミュニティバス：利用者数の減少により、収入が減少した。サービスの質を落とさないダイヤの見直しや路線変更、通学バスの見直しを行う必要がある。 |
| 今後の取組 | 引き続き利用状況等の把握に努め、公共交通手段の維持及び確保と利用者の利便性の向上を図る。 |
| 事業 | ②コミュニティバス・福祉バスの運行形態の統一 |
| 取組内容 | 野尻地区福祉バスを野尻地区コミュニティバスに改称し、小林市コミュニティバスとの名称統一を図った。 |
| 効果・課題 | 利用料金については、コミュニティバス1回200円、福祉バス1回300円であるが、福祉バスの利用者の大半が1回200円で利用される70歳以上となっており、料金の見直しは利用者への影響が大きくなるため、慎重に検討する必要がある。 |
| 今後の取組 | 引き続き市内全域の運行形態の統一について検討する。 |
| 事業 | ③新たな交通形態の導入による利便性の向上 |
| 取組内容 | 新たな交通形態を検討するに当たり基礎資料とするため、公共交通市民アンケート調査を行い、ニーズの把握を行った。 |
| 効果・課題 | 紙面でのアンケート調査により、構造的な傾向を把握することができた。 |
| 今後の取組 | 引き続き、市民団体向けのグループインタビューや乗降調査による聞き取り等の調査を行い、新たな交通形態を検討するための基礎資料を収集する。 |

目標2 地域の実情に応じた公共交通の確保

広域幹線交通である鉄道（JR吉都線）及び路線バスは、市内と市外をつなぎ、広域的な移動を可能とする重要な交通手段であるため、沿線自治体や沿線住民、運行事業者と協力して路線の維持に努めます。

また、各地域の移動ニーズの把握に努め、地域文化生活拠点までのアクセスを確保します。

| 評価指標 | | JR吉都線小林駅1日あたりの乗車人員【人】 | | | | | | | |
|------------|---------|-----------------------|---------|-------|----|---------|-------|----|---------|
| 令和元年度【基準値】 | 393 | 令和3年度【現状値】 | 344 | 令和7年度 | 目標 | 360 | 令和8年度 | 目標 | 362 |
| | | | | | 実績 | | | | |
| 評価指標 | | 路線バス利用者数【人】 | | | | | | | |
| 令和元年度【基準値】 | 166,186 | 令和3年度【現状値】 | 136,171 | 令和7年度 | 目標 | 150,000 | 令和8年度 | 目標 | 160,000 |
| | | | | | 実績 | | | | |

施策 (1) 鉄道の維持・存続

| 事業 | ①JR吉都線利用促進協議会を中心とした利用促進活動 |
|-------|---|
| 取組内容 | 沿線自治体内の活動団体等への助成として「団体利用促進事業」、Youtube等を活用した「情報発信・プロモーション事業」を実施し、沿線地域の魅力を広く情報発信し、沿線住民の機運を高める契機とした。また、通勤定期購入補助モニター事業を実施し、日常利用の促進を図った。 |
| 効果・課題 | 各事業の実施により利用促進を行ったが、通勤定期購入補助の実績は0人であった。 |
| 今後の取組 | 引き続き日常利用の利用促進を図るとともに、観光路線としての吉都線のあり方を検討する。団体利用促進事業についての事業利用要件の緩和を提案し、事業の利用率を上げるとともに、引き続き、日常利用促進に取り組む。 |

施策 (2) 幹線交通の維持・適正化

| 事業 | ①路線バスの路線適正化 |
|-------|---|
| 取組内容 | 利用者が減少傾向にある広域的コミュニティバス路線（小林-並木線）の今後の在り方を検討するため、乗降調査や交通事業者及び関係自治体との協議を行った。また、バス路線対策会議において、路線バスの利用状況や交通事業者の運行状況（運転士数や経営状況等）の確認を行った。 |
| 効果・課題 | 各路線の詳細な利用状況（便毎・曜日毎の利用者数、未利用区間の有無など）を把握する必要がある。 |
| 今後の取組 | 引き続き各路線において、乗降調査等を実施することで詳細な利用状況を把握し、関係者で路線の適正化を検討する。 |
| 事業 | ②路線バス運行補助 |
| 取組内容 | 路線バス6路線に対し、運行経費の一部を補助することで、路線の維持・確保を行った。 |
| 効果・課題 | 利用者の減少や燃油価格高騰等による運行経費の増加により、運行欠損額は増加傾向にあり、市負担額も増加している。 |
| 今後の取組 | 引き続き運行経費の補助を継続するとともに、関係者で路線の適正化を検討する。 |

施策 (3) 地域の移動サービスの確保

| | |
|-------|--|
| 事業 | ①市内高等学校通学費助成 |
| 取組内容 | 小林市内の高校に定期乗車券を利用して通学する生徒に対し、定期券購入費用の一部を助成することで利用促進を行った。 |
| 効果・課題 | 市広報での周知や市内高等学校へのチラシの配布を行い、周知に努めたが、補助利用者及び補助額は微減となった。 |
| 今後の取組 | 引き続き助成を実施するとともに制度の周知や助成内容等について検討する。 |
| 事業 | ②スクールバス運行事業 |
| 取組内容 | 内山地区、須木地区内の対象児童・生徒を小・中学校へスクールバスで送迎した。 |
| 効果・課題 | 少子化により、スクールバスの利用者が減少しているため、利用者数に応じた車両や運行方法の検討が必要である。 |
| 今後の取組 | スクールバスでの置き去り等が発生しないよう、関係者（保護者・委託業者・教育委員会）で情報共有を行い、安全でより利用しやすいスクールバスの環境整備を行う。 |

目標3 多面的な効果をもたらす公共交通施策の展開

地域公共交通の維持・確保及び利便性の向上を図ることで、高齢者の健康増進、教育環境の確保、地域活性化によるまちづくりなどの施策推進に努めます。

| | | | | | | | | | |
|------------|---|------------|------|-------|----|------|-------|----|------|
| 評価指標 | 「小林市では『安心・安全なまちづくり』ができています」の設問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合（まちづくり市民アンケート）【％】 | | | | | | | | |
| 令和元年度【基準値】 | 40.9 | 令和3年度【現状値】 | 53.3 | 令和7年度 | 目標 | 39.5 | 令和8年度 | 目標 | 40.0 |
| | | | | | 実績 | 44.6 | | | |
| 評価指標 | 「あなたの生活における『歩く』こと」の設問に対し、「日々積極的に歩いている」「毎日ではないが、なるべく歩くようにしている」と回答した人の割合（まちづくり市民アンケート）【％】 | | | | | | | | |
| 令和元年度【基準値】 | 47.2 | 令和3年度【現状値】 | 47.5 | 令和7年度 | 目標 | 49.5 | 令和8年度 | 目標 | 50.0 |
| | | | | | 実績 | 51.9 | | | |
| 評価指標 | 「あなたは、日頃外出していますか」の設問に対し、「毎日1回以上」「2～3日に1回程度」と回答した人の割合（まちづくり市民アンケート）【％】 | | | | | | | | |
| 令和元年度【基準値】 | 78.7 | 令和3年度【現状値】 | 75.2 | 令和7年度 | 目標 | 79.5 | 令和8年度 | 目標 | 80.0 |
| | | | | | 実績 | 78.6 | | | |

施策 (1) 高齢者が安心して暮らせるための移動手段の確保

| | |
|-------|---|
| 事業 | ①高齢者等外出支援サービス事業 |
| 取組内容 | 単独では外出困難な須木区域内に在住する概ね65歳以上の高齢者を対象に、須木区域内での公共施設、医療機関、金融機関、買い物等への送迎を行った。 |
| 効果・課題 | 利用者の死亡や、施設入所等で利用者は毎年減少傾向にあったが、令和6年度については、免許返納後に介護認定を受けた新規利用者の継続利用があり、利用者数は増加した。 |
| 今後の取組 | 地域ケア会議等で広く地域住民へ周知すると共に、サービス内容について関係機関と協議を行い利用者の増加を図る。 |
| 事業 | ②福祉タクシー料金助成事業 |
| 取組内容 | 市内の在宅で暮らす高齢者と一定の要件を満たす障がい者にタクシー料金の一部を助成した。一度の乗車に使える限度枚数を4枚として、タクシー券1枚につき500円を助成。年間最大30枚のタクシー券を交付。 |
| 効果・課題 | 随時、利用方法を見直し、利便性向上に努めているが、長距離の移動（野尻地区から小林地区への移動など）については、一度に使える枚数が限られているため利用者の自己負担が増えている。 |
| 今後の取組 | 引き続き事業の執行状況等を中心に制度の現状把握に努めるとともに、配布枚数や一度に使える限度枚数の見直しも含めて検討し、利便性向上を通して利用しやすい制度を目指す。 |
| 事業 | ③健康づくりのための外出機会の創出 |
| 取組内容 | 健幸ポイント事業とコミュニティバスが連携した「バスとコラボイベント」を実施した。 |
| 効果・課題 | コミュニティバス及び野尻地区コミュニティバスの利用促進と外出機会の創出を図ることができた。 |
| 今後の取組 | 事業を継続して実施することで、コミュニティバス、野尻地区コミュニティバスを利用した外出やウォーキングの定着を目指す。 |

施策 (2) 地域活性化のための移動手段の確保

| | |
|-------|--|
| 事業 | ①地域活性化によるまちづくりのための移動手段の検討 |
| 取組内容 | コミュニティバス（環野千歳線）について、観光拠点となる事業者とのタイアップ企画を行い、コミュニティバスを観光拠点を周遊する経路に変更した。また、コミュニティバス（三松循環線）について、利用率の高い温泉経由の便を増やすため、交通事業者と調整を行った。 |
| 効果・課題 | 環野千歳線について周遊経路での利用者数は伸びなかった。 |
| 今後の取組 | 三松循環線や令和8年5月に供用開始となる複合型体育館に係るダイヤ改正後の利用状況を注視しながら、引き続き、今後のまちづくりのための移動手段を検討していく。 |

目標4 市民協働による持続可能な公共交通の仕組みづくり

公共交通の持続性を高めるためには市民が広く利用する必要があります。協働のまちづくりの観点から行政や交通事業者だけでなく、市民一体となって利用促進に取り組みます。

| 評価指標 | 出前講座（乗り方教室）の参加人数【人】 | | | | | | | | |
|----------------|---------------------|----------------|---|-------|----|-----|-------|----|-----|
| 令和元年度 【基準値】 | - | 令和3年度 【現状値】 | - | 令和7年度 | 目標 | 120 | 令和8年度 | 目標 | 120 |
| | | | | | 実績 | 200 | | | |

施策 (1) 情報提供の充実

| 事業 | ①情報共有する場の創出 |
|-------|--|
| 取組内容 | 交通事業者と連携し、市で開催された秋まつりにおいてバスの乗り方教室を行い、交通事業者と行政及び市民がふれあえる機会を創出した。また、パレードにて二次元コード（バス時刻表や吉都線時刻表）を配布し、利用促進に努めた。 |
| 効果・課題 | バス乗り方教室の実施や吉都線団体利用制度を周知することができた。 |
| 今後の取組 | 引き続き様々な機会や情報発信ツールを活用することで、公共交通の現状や利用方法等について情報共有を図る。 |
| 事業 | ②GTFS-JPデータの整備 |
| 取組内容 | コミュニティバスのGTFS-JPデータを作成し、Googleマップへのデータ搭載を行った。 |
| 効果・課題 | インターネット上でバス停の場所や乗降時間を検索出来ることを周知できていない。 |
| 今後の取組 | 周知を行うとともに、野尻地区コミュニティバス等のデータ作成についても検討する。 |

施策 (2) 利用促進・外出機会の創出

| 事業 | ①出前講座（乗り方教室）の実施 |
|-------|---|
| 取組内容 | 秋まつりのイベント内においてバスの展示及び乗り方教室を実施し、参加者に公共交通の利用を呼びかけた。 |
| 効果・課題 | 乗り方教室を実施することで、路線バス・コミュニティバスのことを知ってもらうことができた。 |
| 今後の取組 | 引き続き各種団体に募集を呼びかけ、出前講座を実施する。 |

目標5 新技術を活用した利便性・効率性の向上

利便性・効率性の高い交通サービスを実現するため、AIやICTなどの新技術の活用について、利用可能性の検討や研究を行います。

| 評価指標 | 新たな交通サービスの検討・新技術の研究の実施件数【件】 | | | | | | | | |
|----------------|-----------------------------|----------------|---|-------|----|---|-------|----|---|
| 令和元年度 【基準値】 | - | 令和3年度 【現状値】 | - | 令和7年度 | 目標 | 1 | 令和8年度 | 目標 | 1 |
| | | | | | 実績 | 1 | | | |

施策 (1) ICT技術等を活用した利便性の向上

| 事業 | ①新たな交通形態の導入による利便性の向上【再掲】 |
|-------|---|
| 取組内容 | 新たな交通形態を検討するに当たり基礎資料とするため、公共交通市民アンケート調査を行い、ニーズの把握を行った。 |
| 効果・課題 | 紙面でのアンケート調査により、構造的な傾向を把握することができた。 |
| 今後の取組 | 引き続き、市民団体向けのグループインタビューや乗降調査による聞き取り等の調査を行い、新たな交通形態を検討するための基礎資料を収集する。 |
| 事業 | ②GTFS-JPデータの整備【再掲】 |
| 取組内容 | コミュニティバスのGTFS-JPデータを作成し、Googleマップへのデータ搭載を行った。 |
| 効果・課題 | インターネット上でバス停の場所や乗降時間を検索出来ることを周知できていない。 |
| 今後の取組 | 周知を行うとともに、福祉バス等のデータ作成についても検討する。 |
| 事業 | ③MaaSの導入に向けた研究 |
| 取組内容 | 宮崎県が主催する研修等を活用し、導入状況や他自治体での導入事例について研究した。 |
| 効果・課題 | 宮崎県が参画している九州Maasの今後の状況を注視する必要がある。 |
| 今後の取組 | 引き続き各実証実験事業等の状況を注視する。 |

各課が所管する公共交通事業

| 事業名 | コミュニティバス運行事業 | | 担当課 | 企画政策課 | | |
|---------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業概要 | 免許返納者への対応や交通利便性の向上を図るため、市内11路線で運行するとともに地域住民や利用者の要望等を踏まえ、見直しを図っていく。 [利用料金] 基本料金200円(三松循環線 100円、障がい者・小学生100円) [特典制度] 運転免許証自主返納者(高齢者対象) 特典制度 市内在住の65歳以上の高齢者が、運転免許証の自主返納と引き換えに利用可能な「小林市コミュニティバス運転免許証返納者乗車証」を交付。運賃支払時に提示することで、1乗車100円で利用できる。(割引運賃適用期間3年) | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | コミュニティバス利用者数 | 22,525 | 23,324 | 19,645 | 18,828 | |
| | 利用料金収入(千円) | 3,406 | 3,562 | 3,016 | 2,764 | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 指定管理料 | 18,404 | 16,675 | 17,035 | 18,601 | 22,433 |
| | 国庫補助 | 7,677 | 6,080 | 6,053 | 5,274 | 5,074 |
| 事業計画(変更点) | 令和8年5月1日から路線の見直しを行う。 | | | | | |

| 事業名 | 地方バス路線維持費補助事業 | | 担当課 | 企画政策課 | | |
|---------------------|--|-------------------|--------------------|--------------------|--------|--------|
| 事業概要 | 高齢者や学生など交通弱者の生活基盤である交通手段を維持し、市民の日常生活の支援を図る。広域的なバス路線の運行維持費の一部について、バス事業者に補助を行い、バス路線の維持を図る。※決算額の()内は、交通事業者物価高騰対策支援事業費との総額。 | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | バス利用者数 (バス年度10月～9月) | 139,199 | 152,992 | 169,900 | | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | バス運行費補助 | 2,499 (13,983) | 11,335 (14,318) | 11,438 (14,133) | 14,396 | 17,962 |
| | 県補助 | 539 | 560 | 534 | 647 | 858 |
| 事業計画(変更点) | ※令和7年度バス利用者数は令和8年5月頃公表予定。 | | | | | |

| 事業名 | 市内高等学校通学費補助事業 | | 担当課 | 企画政策課 | | |
|---------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業概要 | 小林市内の高校へ定期券(バス)を利用して通学する生徒に対し、定期券購入費用の一部を助成することで利用促進につなげる。 | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 補助利用者数 | 31 | 35 | 37 | 35 | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 補助額 | 861 | 998 | 1,044 | 989 | 1,050 |
| 事業計画(変更点) | 変更点なし | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業名 | J R 吉都線利用促進事業 | | | | 担当課 | 企画政策課 |
| 事業概要 | J R 吉都線利用促進協議会（湧水町、えびの市、小林市、高原町、都城市）の中で、沿線市町や地域団体等と連携した事業を実施し、路線を維持・存続していくために、利便性の向上や利用促進の取組を実施する。 | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 小林駅1日当たりの乗車人員 | 354 | 373 | 381 | | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 負担金 | 863 | 1,175 | 1,373 | 1,373 | 1,373 |
| 事業計画 (変更点) | ※令和7年度実績は令和8年9月末頃公表予定 | | | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------|--|-------|-------|--------|-------|---------|--|
| 事業名 | 野尻地区コミュニティバス運行事業【野尻線】 | | | | 担当課 | 野尻住民生活課 | |
| 事業概要 | <p>高齢者や障がい者等といった交通弱者の外出機会の増加と交通利便性向上を目的として野尻地区6路線を運行するとともに、牟田原・猿瀬地区の小学生の通学バスとして運行する。地域や利用者の要望等を踏まえて、路線や時刻表の見直しを図る。</p> <p>〔利用料金〕・基本料金：300円（未就学児：無料、障がい者等・小学生：100円、70歳以上：200円）割引券・定期券あり</p> <p>〔特典制度〕・運転免許証自主返納者支援事業（65歳以上対象）</p> <p>市内在住の65歳以上の運転免許証自主返納者に回数券（200円券×10枚）を交付。福祉バスを運行する三和交通株式会社による自主事業で、申請が必要。</p> | | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| | 利用者数 | 福祉a | 5,254 | 4,203 | 3,546 | 1,637 | |
| | | 通学b | 2,077 | 1,369 | 1,170 | 1,576 | |
| | | 合計a+b | 7,331 | 5,572 | 4,716 | 3,213 | |
| | 利用料金収入(千円) | 1,169 | 883 | 769 | 476 | | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 事業費 (委託料+車両修繕料等) | 6,873 | 8,385 | 10,290 | 7,400 | 5,999 | |
| 事業計画 (変更点) | 変更点なし | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------|---|--------|--------|--------|--------|---------|
| 事業名 | 野尻地区コミュニティバス運行事業【内山線】 | | | | 担当課 | 須木住民生活課 |
| 事業概要 | <p>交通空白地である須木区域内山地区の公共交通手段の確保を図る。</p> <p>事業は、三和交通株式会社に委託している。運行は、毎週金曜日に1往復。料金は1人1回の利用で未就学児は無料。小学生、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所有者が100円、70歳以上が200円、その他は300円。</p> | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 福祉バス利用者数 | 121 | 207 | 172 | 194 | |
| | 利用料金収入(円) | 12,100 | 21,200 | 17,300 | 19,400 | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 業務委託料 | 445 | 559 | 487 | 537 | 656 |
| 事業計画 (変更点) | 変更点なし | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------|---|-------|-------|-------|-------|---------|
| 事業名 | 小林市高齢者等外出支援サービス事業 | | | | 担当課 | 須木住民生活課 |
| 事業概要 | <p>須木区域内に在住する概ね65歳以上の高齢者で、単独では公共交通機関の利用が困難な要介護者、要支援者、身体障害者、知的障害者等の交通手段を確保し、外出の支援を行っている。</p> <p>事業は、社会福祉法人そうあいに委託している。利用者は1日前までに電話で予約。月曜日から金曜日までの週5日、曜日ごとに運行地区を指定しており、料金は片道100円。</p> | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 利用者数 | 1,402 | 1,371 | 1,461 | 1,455 | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 業務委託料 | 677 | 662 | 876 | 872 | 1,050 |
| 事業計画 (変更点) | 変更点なし | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------------|----------------------|-------|
| 事業名 | スクールバス事業 | | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業概要 | <p>須木小・中学校の児童・生徒をスクールバスで送迎する。通学距離が小学生は4km以上、中学生は6km以上の児童・生徒が対象。車両は公用車（マイクロバス1台・普通乗用車1台）を使用。</p> | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 利用者数 | 11名 (小学生8名、 中学生3名) | 11名 (小学生9名、 中学生2名) | 14名(小学生11 名、中学生3名) | 12名(小学生9 名、中学生3名) | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 事業費 | 5,481 | 6,012 | 7,123 | 6,311 | 8,571 |
| 事業計画 (変更点) | 変更点なし | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-------|
| 事業名 | 内山地区スクールバス運行事業 | | | | 担当課 | 学校教育課 |
| 事業概要 | <p>内山小・中学校の休校（平成25年4月1日で閉校）に伴い、野尻小・中学校へ通学することになった内山地区の児童・生徒を送迎する。</p> | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 利用者数 | 13名 (小学生5名、中 学生8名) | 10名 (小学生6名、中 学生4名) | 10名 (小学生6名、中 学生4名) | 9名 (小学生5名、中 学生4名) | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 運行委託料 | 3,882 | 3,498 | 4,658 | 4,956 | 5,327 |
| 事業計画 (変更点) | 変更点なし | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 福祉タクシー料金助成事業 | | | | 担当課 | 長寿介護課 |
| 事業概要 | <p>市内の在宅で暮らす条例第1条目的 外出支援を必要とする高齢者及び、一定の要件を満たす障がい者がタクシーを利用する際にタクシー料金の一部を助成する。</p> <p>【実施方法】 一度に使える限度枚数を4枚として、タクシー券1枚につき500円を助成する。年間最大30枚のタクシー券を交付する。</p> | | | | | |
| 事業実績 | | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 利用枚数 | 21,798 | 21,797 | 21,012 | 20,524 | |
| 決算額(千円) 【R8は予算額】 | 事業費 | 10,899 | 10,899 | 10,506 | 10,262 | 13,500 |
| 事業計画 (変更点) | 変更点なし | | | | | |

様式第1-1 (日本産業規格A列4番)

小 公 交 第 4 号
令和8年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 小林市地域公共交通活性化協議会
住 所 宮崎県小林市細野300番地
代表者氏名 会長 牧田 純子

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和8年6月 日
 (名称) 小林市地域公共交通活性化協議会

| |
|---|
| 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| <p>小林市は、公共交通拠点としてJR小林駅（宮崎交通バスセンター）を有しており、そこから発着する路線バス、コミュニティバス及びJR吉都線により構成される公共交通網が宮崎市、南九州地域の中心都市である都城市、鹿児島県との陸の玄関口であるえびの市へ広がっている。</p> <p>公共交通は、宮崎市及び都城市の総合病院・大規模商業施設へのアクセス、通学等、当市民の日常生活機能を担う幹線交通網を利用する手段として、車を運転できない高齢者や学生を中心に、生活に必要不可欠なものとして機能している。</p> <p>路線バスの運行がない交通空白地では、フィーダー系統路線としてコミュニティバスがこの幹線交通網に通じる支線の役割を果たしている。しかし、当市においては、人口減少の傾向及び自家用車の普及により、公共交通機関利用者が減少し続けており、加えて、少子高齢化に伴う労働人口の減少等による市財政の硬直化、地球環境への配慮への対応等の課題が運行を維持する上での大きな問題となっている。</p> <p>これらの問題を解決するため、地域公共交通確保維持事業により、交通手段を持たない方の交通手段であるコミュニティバス路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> |
| 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| (1) 事業の目標 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・別表1「路線毎の目標」を添付。(小林市地域公共交通計画 P35 参照) ・出前講座(乗り方教室)参加者数 目標値 120人。(小林市地域公共交通計画 P40 参照) |
| (2) 事業の効果 |
| <p>交通空白地解消のため、フィーダー系統路線は必要不可欠であり、全運行系統において経常収支率の向上に努めることで、財源負担の軽減を図る。これら路線を維持することで、交通手段を持たない高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで効率的な運行体系が実現し、地域住民の外出促進・地域活性化にもつながる。</p> |
| 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・路線ごとに検証を行い、利用者推移を考慮しながら、平均乗車密度の低い路線を中心に見直しを行う。(小林市・バス事業者)(小林市地域公共交通計画 P35 参照) ・バス停留所まで距離が離れている区間の移動や地域内で取組可能な移動サービスについて検討を行う。(小林市・関係機関)(小林市地域公共交通計画 P35・40 参照) ・地域や小・中学校、高齢者・障がい者施設等で出前講座(バス乗り方教室等)を開催するなど、公共交通の休日利用や家族連れ利用を促す。(小林市地域公共交通計画 P40 参照) |
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 |

| |
|---|
| <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。 予定している時刻・運行予定期間については、関係資料を添付。 コミュニティバスの運行予定者については、令和6年度～令和10年度のコミュニティバス指定管理者を、宮崎交通株式会社に選定することで議会の議決を得ている。 交通空白地帯の解消、国道を走る既存の宮崎交通路線と連携を図るために、小林地区11系統、須木地区2系統の計13系統運行全ての系統が小林駅を発着としている。</p> |
| <p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>運行事業者への運行委託料を含む運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を小林市が負担することとしている。</p> |
| <p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>利用実績により毎年計測</p> |
| <p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> |
| <p>※該当なし</p> |
| <p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p> |
| <p>※該当なし</p> |

| |
|--|
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| コミュニティバス13系統を運行するバス車両4台については、マイクロバスが13年、ハイエースが10年を経過しているため、早急な買い換えが必要となっていたため、車両減価償却費等国庫補助金（令和3年度～令和7年度）の交付を受けることにより、経年劣化していた29人乗りマイクロバスを令和2年10月に更新した。 |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 小林市まちづくりアンケートにおける利用者満足度38%以上（7年度の実績36.6%）別表1「路線毎の目標」を添付。 |
| (2) 事業の効果 |
| 路線を維持することにより、高齢者などの自ら移動手段を持たない住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。 |
| 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 表6添付。 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する車両の取得について、運行事業者である小林市が取得し、購入費用総額11,465,000円のうち、国庫補助金を差し引いた差額は小林市が負担する。 |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| ※該当なし |

| |
|---|
| (2) 事業の効果 |
| ※該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| ※該当なし |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論 |
| 令和8年 月 日（第 回） 本計画について説明を行い、全ての構成員から合意を得られた。 |
| 19. 利用者等の意見の反映状況 |
| コミュニティバスの利用者の意見や、地域住民からの要望を受けて、計画に反映させた。また、小林市地域公共交通活性化協議会にて本計画の意見を求めた。 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宮崎県小林市細野 300 番地

(所 属) 小林市総合政策部企画政策課

(氏 名) 主査 齊藤 理一郎

(電 話) 0984-23-0456

(e-mail) k.kikaku@city.kobayashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

別表1 路線毎の目標

・R9年度(R8.10～R9.9)の目標利用者数は、R7年度(R6.10～R7.9)の実績を基にR6年度(R5.10～R6.9)と比較して得た増減率をかけて算出する。

$$R9\text{バス年度}\text{の}\text{目標}\text{利用者}\text{数} = R7\text{バス年度}\text{の}\text{実績} \times \text{増減率}(R7\text{バス年度}\text{の}\text{実績} / R6\text{バス年度}\text{の}\text{実績})$$

・R10年度(R9.10～R10.9)及びR11年度(R10.10～R11.9)の目標利用者数は、前年度の目標利用者数を基に増減率をかけて算出する。

$$R10\text{バス年度}\text{の}\text{目標}\text{利用者}\text{数} = R9\text{バス年度}\text{の}\text{目標}\text{利用者}\text{数} \times \text{増減率}(R7\text{バス年度}\text{の}\text{実績} / R6\text{バス年度}\text{の}\text{実績})$$

$$R11\text{バス年度}\text{の}\text{目標}\text{利用者}\text{数} = R10\text{バス年度}\text{の}\text{目標}\text{利用者}\text{数} \times \text{増減率}(R7\text{バス年度}\text{の}\text{実績} / R6\text{バス年度}\text{の}\text{実績})$$

・路線ごとに設定する目標利用者数の設定基準は、下記のとおりとする。

R7年度の実績を踏まえた目標を設定する。
 輸送量2人以上の系統については、前年の増減率を踏まえた目標とする。
 輸送量2人未満の系統については、路線を見直すことで輸送量2人以上を目標とする。

| No. | 項目名 路線名 | R5.10～R6.9 | R6.10～R7.9 | 増減率 (R7年度/R6年度) | R8.10～R9.9 | | | R9.10～R10.9 | R10.10～R11.9 |
|-----|---------------------------------|--------------|--------------|--------------------|------------------|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| | | R6年度 (実績) | R7年度 (実績) | | R9年度 (計画運行回数) | 基準 (輸送量2人/回) | R10年度 (目標) | R11年度 (目標) | |
| 1 | コミュニティバス 上九瀬線 | 7,273 | 6,667 | 91.67% | 6,111 | 1,587 | 3,370 | 5,602 | 5,135 |
| 2 | コミュニティバス 上九瀬線 【上原地区経由】 | 737 | 505 | 68.52% | 346 | 98 | | | |
| 3 | コミュニティバス 鷗野循環線 | 326 | 260 | 79.75% | 380 | 190 | 380 | 380 | 380 |
| 4 | コミュニティバス 岡原循環線 | 574 | 457 | 79.62% | 596 | 298 | 596 | 596 | 596 |
| 5 | コミュニティバス 種畜牧場循環線 | 1,104 | 448 | 40.58% | 894 | 447 | 894 | 894 | 894 |
| 6 | コミュニティバス 南ヶ丘線 | 805 | 647 | 80.37% | | | | | |
| 7 | コミュニティバス 環野一干歳線 | 1,064 | 1,106 | 103.95% | 1,150 | 438 | 876 | 1,195 | 1,242 |
| 8 | コミュニティバス 運動公園循環線 | 783 | 712 | 90.93% | 1,770 | 885 | 1,770 | 1,770 | 1,770 |
| 9 | コミュニティバス 深草循環線 | 598 | 535 | 89.46% | 479 | 196 | 392 | 428 | 383 |
| 10 | コミュニティバス 大出水循環線 | 1,189 | 1,367 | 114.97% | 1,572 | 292 | 584 | 1,807 | 2,077 |
| 11 | コミュニティバス 三松循環線 | | | | | 1,475 | 2,950 | | |
| 12 | コミュニティバス 三松循環線 【八幡原市民センター経由】 | 7,244 | 6,212 | 85.75% | 5,327 | 295 | 590 | 4,568 | 3,917 |
| | 合計 | 21,697 | 18,916 | — | 18,625 | 6,201 | 12,402 | 17,241 | 16,396 |

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内ファイダーシステム）

令和9年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画運 行日数 | 計画運 行回数 | 利 便 増 進 特 別 措 置 | 運 送 継 続 特 別 措 置 | 地域内ファイダーシステムの基準適合 (別表7・別表9・別表10) | |
|-------|--------|--------------------------|------|--------------|-----|----------------------------|------------|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|---|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 基準ハ テ 該 当 す る 要 件 (別 表 7・9) | 基準 未 で 該 当 す る 要 件 (別 表 7のみ) |
| 小林市 | 小林市 | (1) コミュニティバス 上九瀬線 | 小林駅 | ふるさとセ ンター | 上九瀬 | 往 28.0km 復 28.0km | 365日 | 1,587.0回 | | | ① | ③ |
| | | (2) コミュニティバス 上九瀬線 | 小林駅 | 上原 | 上九瀬 | 往 31.0km 復 31.0km | 100日 | 98.0回 | | | ① | ③ |
| | | (3) コミュニティバス 鱒野循環 線 | 小林駅 | 高山公民 館 | 小林駅 | 循環 18.3km | 95日 | 190.0回 | | | ① | ③ |
| | | (4) コミュニティバス 岡原循環 線 | 小林駅 | 永久津小 前 | 小林駅 | 循環 20.9km | 149日 | 298.0回 | | | ① | ③ |
| | | (5) コミュニティバス 種畜牧場 循環線 | | | | 循環 19.4km | | | | | | |
| | | (6) コミュニティバス 南ヶ丘線 | 小林駅 | 大王 | 小林駅 | | 149日 | 447.0回 | | | ① | ③ |
| | | (7) コミュニティバス 環野・千歳 線 | 小林駅 | 環野 | 千歳 | 往 14.8km 復 14.8km | 146日 | 438.0回 | | | ① | ③ |
| | | (8) コミュニティバス 運動公園循 環線 | 小林駅 | ひいらぎア リーナ | 小林駅 | 循環 10.8km | 295日 | 885.0回 | | | ① | ③ |
| | | (9) コミュニティバス 深草循環 線1 | 小林駅 | 西永久津 公民館 | 小林駅 | 循環 20.3km | 98日 | 98.0回 | | | ① | ③ |
| | | (10) コミュニティバス 深草循環 線2 | 小林駅 | 西永久津 公民館 | 小林駅 | 循環 20.3km | 98日 | 98.0回 | | | ① | ③ |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、「運送継続計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特別措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和9年度

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 運行系統名 (申請番号) | 運行系統 | | | 系統 キロ程 | 計画運 行日数 | 計画運 行回数 | 利便 増進特 例措 置 | 運送 継続 特例 措 置 | 地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) | | |
|-------|--------|---------------------------------|------|-----------|-----|--------------|------------|------------|----------------------|--------------------------|-------------------------------|---|---|
| | | | 起点 | 経由地 | 終点 | | | | | | 基準ハデ 該当する 要件(別 表7・9) | 基準ハデ 該当する 要件(別 表7のみ) | |
| 小林市 | 小林市 | (11) コミュニティバス 大出水循環線 | 小林駅 | 西小林小 前 | 小林駅 | 循環 28.6km | 146日 | 292.0回 | | | ① | 補助対象地域間幹線系統である宮崎交通(株)の小林駅～イオン都城・小林駅～京町待合所と小林駅にて接続 | ③ |
| | | (12) コミュニティバス三松循環線 | 小林駅 | 美人の湯 | 小林駅 | 循環 15.5km | 295日 | 1,475.0回 | | | ① | 補助対象地域間幹線系統である宮崎交通(株)の小林駅～イオン都城・小林駅～京町待合所と小林駅にて接続 | ③ |
| | | (13) コミュニティバス三松循環線【八幡原市民センター経由】 | 小林駅 | 八幡原市民センター | 小林駅 | 循環 16.5km | 295日 | 295.0回 | | | ① | 補助対象地域間幹線系統である宮崎交通(株)の小林駅～イオン都城・小林駅～京町待合所と小林駅にて接続 | ③ |
| | | (14) | | | | .km .km | 日 | .0回 | | | | にて接続 | |
| | | (15) | | | | .km .km | 日 | .0回 | | | | にて接続 | |
| | | (16) | | | | .km .km | 日 | .0回 | | | | にて接続 | |
| | | (17) | | | | .km .km | 日 | .0回 | | | | にて接続 | |
| | | (18) | | | | .km .km | 日 | .0回 | | | | にて接続 | |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、「利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

| | |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 小林市 |
|-------|-----|

(単位:人)

| | 人口 |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 36,383 |
| 交通不便地域等 | 8,406 |

交通不便地域等の内訳

| 人口 | 対象地区 | 根拠法 |
|-------|------|-----|
| 1,413 | 旧須木村 | 過疎法 |
| 6,993 | 旧野尻町 | 過疎法 |
| | | |
| | | |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名 | 策定年月日 | 特例適用開始年度 |
|-------------|---------|----------|
| 小林市地域公共交通計画 | R4.3.31 | |
| | | |

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

| 市区町村 | バス事業者等名 | 申請番号 | 運行の用に供する補助対象系統名(申請番号) | 補助対象車両の種類 | | 乗車定員 | 購入年月 | 利便増進特例措置 | 購入等の種別 |
|------|---------|------|-------------------------------|-----------|------|------|---------|----------|--------|
| | | | | イ | ロ | | | | |
| 小林市 | 小林市 | 1 | コミュニティバス (1) 上九瀬線 他12系統 | ワンステップ | 標準仕様 | 29 | 令和2年10月 | | 一括 |
| | | 2 | () | | | | | | |
| | | 3 | () | | | | | | |
| | | 4 | () | | | | | | |
| | | 5 | () | | | | | | |

(注)

1. 「補助対象車両の種類」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号))に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

○令和8年度小林市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

| 期 日 | 内 容 |
|------------|---|
| 令和8年4月28日 | 第1回小林市地域公共交通活性化協議会 ・令和8年度事業計画案、収支予算案及び監査委員の選任について |
| 令和8年5月～6月 | 小林市地域公共交通計画策定支援業務委託に係る公募(プロポーザル) |
| | 地域公共交通計画策定支援業者との契約 |
| 令和8年7月 | 第2回小林市地域公共交通活性化協議会 ・公共交通計画策定支援業務委託の経過説明、意見聴取先の検討など |
| 令和8年7月～9月 | グループインタビューによる意見聴取 |
| 令和8年9月 | 第3回小林市地域公共交通活性化協議会 ・地域公共交通計画策定に係る経過説明及び施策の検討 |
| 令和8年11月 | 第4回小林市地域公共交通活性化協議会 ・令和8年度コミュニティバスの評価 ・地域公共交通計画策定(素案)の検討 |
| 令和8年12月～1月 | 地域公共交通計画パブリックコメント |
| 令和9年2月 | 第5回小林市地域公共交通活性化協議会 ・パブリックコメントの結果報告 ・令和9年度事業スケジュール説明 |

○令和8年度小林市地域公共交通活性化協議会収支予算（案）

【収入】

（単位：円）

| 項目 | 令和8年度 予算額 | 説明 |
|-------|--------------|------------------------------------|
| 国庫補助金 | 1,149,000 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (地域公共交通調査事業) |
| 負担金 | 7,480,000 | 市負担金 |
| | △ 1,149,000 | 市負担金戻入(事業完了後に戻入) |
| 合計 | 7,480,000 | |

【支出】

| 項目 | 令和8年度 予算額 | 説明 |
|-----|--------------|---------------------------|
| 委託料 | 7,480,000 | 小林市地域公共交通計画策定支援業務に係る業務委託料 |
| 合計 | 7,480,000 | |

○監査委員の選任について（案）

小林市地域公共交通活性化協議会規約第11条に基づき、下記の委員2人を監査委員に選任する。

○吉都線に観光列車を呼ぼう！小林実行委員会 会長 吉村 秀昭 委員

○小林市商店連合会 副会長 小笠原 賢一 委員

小林市地域公共交通計画策定方針について (案)

小林市地域公共交通計画策定方針

1 策定趣旨

現行の小林市地域公共交通計画は令和8年度に最終年度を迎える。
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に従い、新たに小林市地域公共交通計画を策定する。

2 基本方針

新たな小林市地域公共交通計画では「持続可能性」を主たる基本方針として策定を進める。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

現行の小林市地域公共交通計画

持続可能性

新たな小林市地域公共交通計画

基本方針 1

持続可能性**【持続可能な地域公共交通体系の構築】**

公共交通利用者数の減少や交通事業者の運転士不足、物価高騰による運行経費の上昇など、現在の交通形態を維持することが困難な状況の中で、持続可能な公共交通体系の構築を目的とした計画を策定する。

基本方針 2

**移動手段の
確保****【地域の移動手段を確保すること】**

交通空白解消に向けた取組や新たな交通空白を生まないための施策目標が反映された計画を策定する。

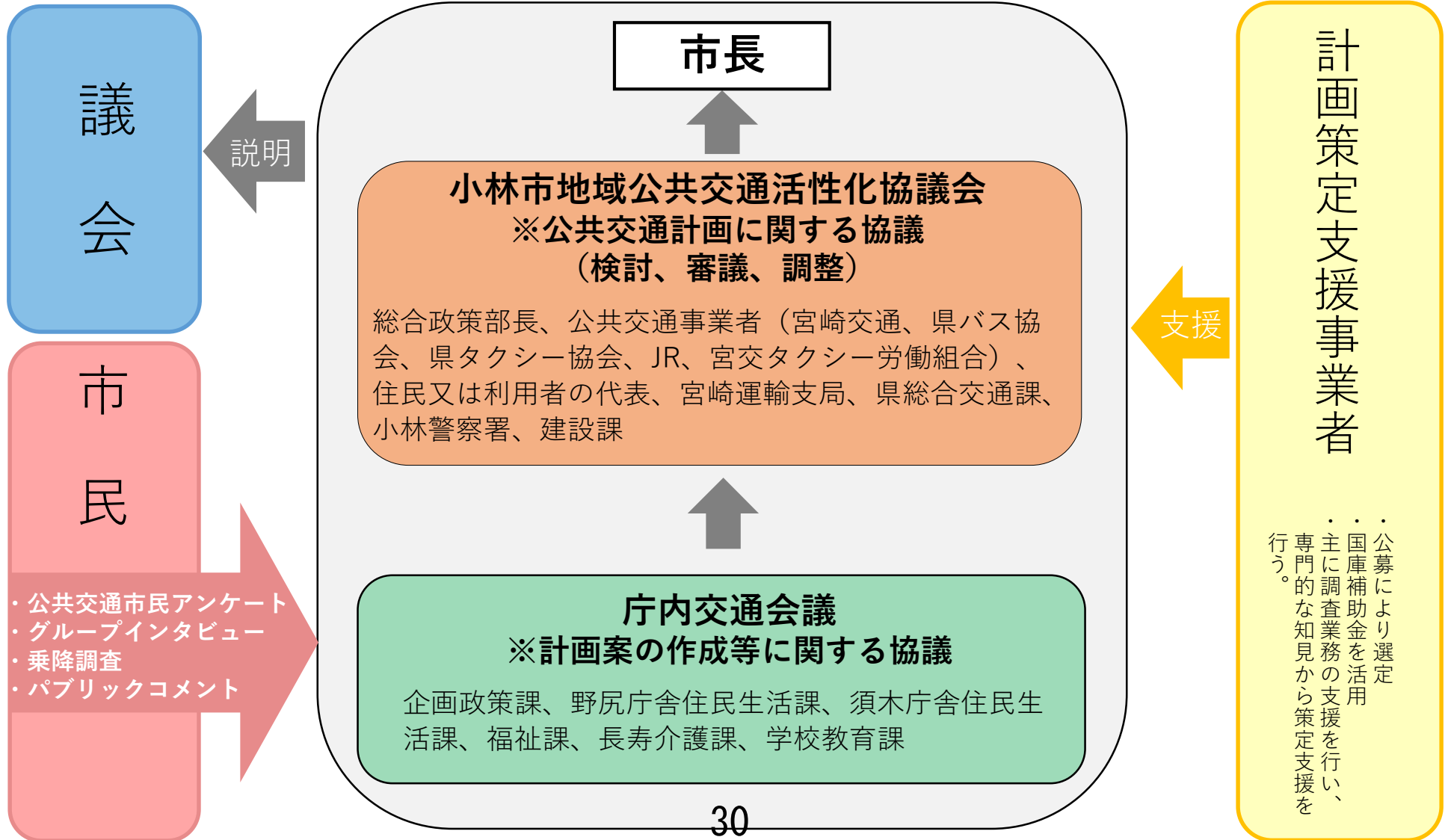
基本方針 3

実効性**【根拠に基づく施策や目標のある計画】**

これまでの公共交通データや今後行う予定である各種調査の結果を基に、根拠に基づいた施策方針や目標が定められた計画を策定する。

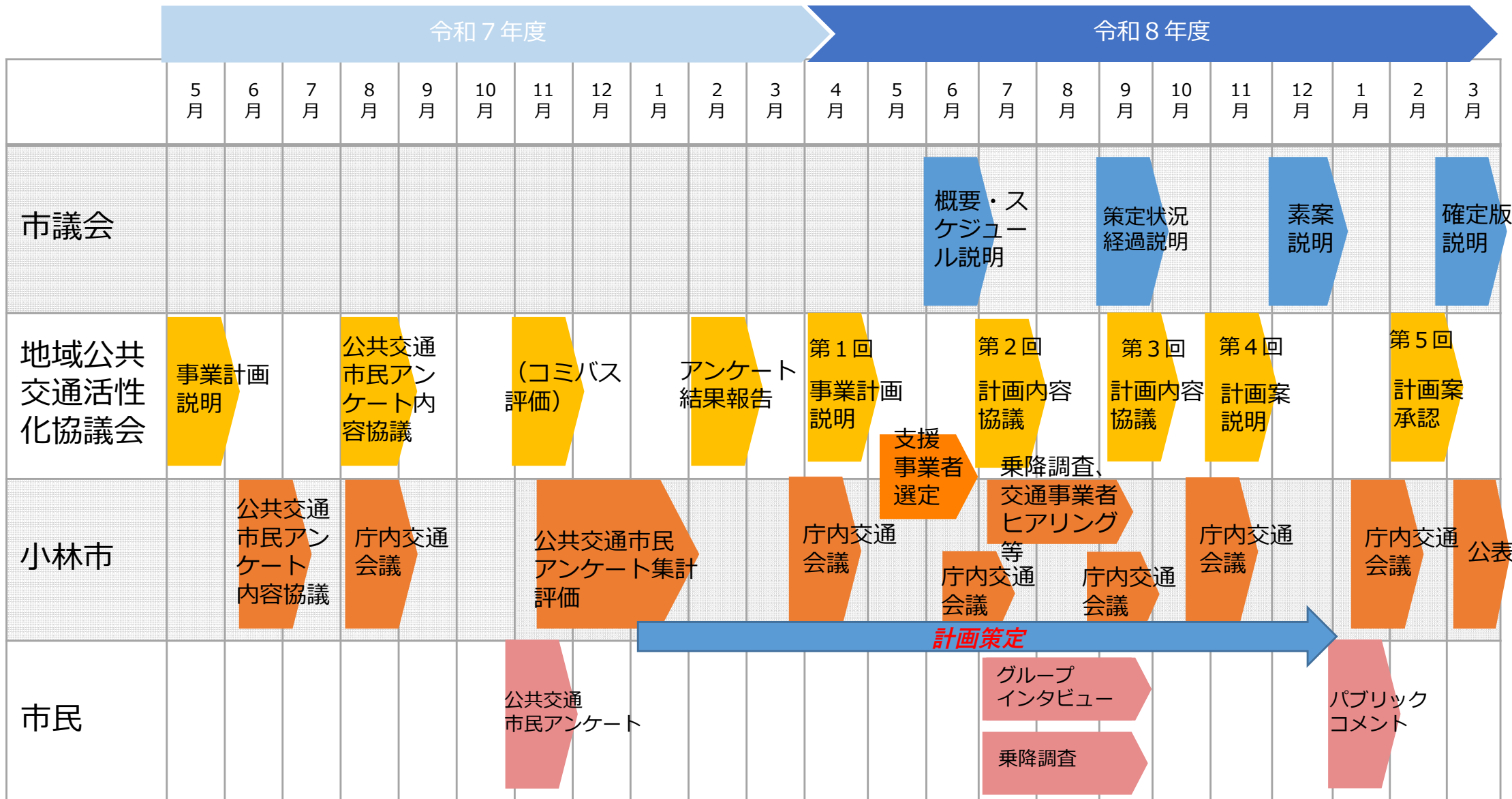
3 策定体制

小林市地域公共交通計画 策定体制



小林市地域公共交通計画策定方針

4 策定スケジュール（予定）



※進捗によっては変更となる場合がある。